

2018年9月13日

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘殿

AI G損害保険株式会社
個人セグメント個人傷害・医療保険戦略課
課長 松崎泰世
〒105-0001 港区虎ノ門 4-3-20 神谷町 MTビル



平成30年7月23日付「要請書」（ネットとうほく2015（検）第9号-7）を拝受いたしました。ご指摘いただきました点について、以下のとおり回答いたします。

1 景品表示法5条2号 有利誤認表示の疑義について

掲題に関し、消費者庁発行「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」において『不当表示に該当するおそれのある表示』として記されている「販売実績の全くない商品の価格を比較対象価格に用いる場合」によると、弊社パンフレットの記載が一般消費者に安いと誤認を与える恐れがあるとのことご指摘を頂きました。

弊社パンフレット、宮城県PTA連合会・こども24時間総合保障制度（こども総合保険+自転車総合保険）の割引率は、ご指摘頂いた事例のような販売実績の全くない商品の価格と比較したものではありません。団体保険で加入者が20名に満たない団体では、割引が適用されず、前回のご説明の「団体割引等の適用のない当社における当該保険商品の基準保険料」でご案内しております。個別の学校・PTAにおいて、県PTA連合会のような大きな組織には属さない団体が存在しております。これらは主に私立校ですが、公立の学校においても県組織に属していない事例もあります。このような個別の学校単位の契約では、加入者数が20名を下回る事は珍しくなく、宮城県に於いてもこのような独立の学校・PTAで、割引適用がない団体契約が現存していることを申し添えておきます。

2 但し書きの修正について

弊社としましては当該パンフレットの割引表示は有利誤認ではないと考えておりますが、頂いたご意見を真摯に受け止め、パンフレットでの表現は継続して注意を心掛けて参ります。2019年のパンフレットについては、以下の要素を加え、更に分かり易くなるよう検討しております。

- ① 割引率の比較対象を更に分かり易くする為に「20名未満の団体」に言及する。
- ② 「更新の説明」に明記していた次年度以降の割引率の変更に関する文言を、この割引率の但し書きにも加える。

この変更を反映した但し書き文のサンプルは以下の通りです

***割引率について：**このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料（加入者数20名未満の団体における保険料）に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

3. 他県のこども総合保険に類する保険について

2018年の但し書き文は既に全国に案内しておりましたが、上記の新たな修正を募集文書ガイドラインとして全店に周知し、更に営業店からの承認依頼のあるパンフレットは本社審査過程において、これらが正しく反映されていることを確認することで、他県でも正しいパンフレットを作成して参る所存です。

以上